誓 約 書

私は、「広島県賃上げ環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）」の交付を申請するに当たり、次の内容について誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

---------------------------------------------------------------------------------------

１　反社会的行為に関して

（１）暴力団（暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第２条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でありません。

（２）事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていません。

（３）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。

（４）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。

（５）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

２　その他補助金の申請等に関して

（１）申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。

（２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴い国への返還が生じた場合には、県に対しても速やかに、補助金の返還報告及び返還申請を行うとともに、返還額の支払いに応じます。

（３）虚偽が判明した場合又は申請要件から外れた場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。

　（４）県税の滞納はしていません。

　（５）申請日から３年以内に、国又は地方公共団体の各種助成金等において、不正受給はしていません。

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行っていません。

（７）過去３年間に、労働関係法令に違反していません。

（８）広島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

（９）警察、国及び市町等から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

（10）業務改善助成金に関する受給内容等について、広島県が国から情報提供を受けることに同意します。

広　島　県　知　事　様

令和 　 年　　月　　日

|  |
| --- |
| （申請者） |
| 住　　　　所 |  |
| 法人名又は屋号・店名 |  |
| 代表者氏名 |  |  |
| ※法人の代表者又は個人事業主が自署又は記名押印（代表者印）してください。 |